

令和7年度 第1回千代田区子ども・子育て会議 会議録

日 時 令和7年6月26日(木) 午後6時00分～午後7時10分  
 場 所 千代田区役所6階 601会議室とリモート会議

議事日程

- 1 開会
- 2 報告
  - ①千代田区こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の開始について
  - ②令和6年度第3回千代田区子ども・子育て会議の議題の回答について
- 3 閉会

出席委員(14名)

恵泉女学園大学学長	大日向 雅美
連合千代田地区協議会幹事(※リモート出席)	戸塚 寛之
青少年委員	岩本 亜希子
主任児童委員(※リモート出席)	水野 智佳子
グローバルキッズ飯田橋こども園施設長 (※リモート出席)	長岡 慎吾
千代田区社会福祉協議会 在宅サポート課 在宅サポート係長	川野 圭一
子ども発達センター「さくらキッズ」サービス提供責任者 (※リモート出席)	山崎 佳生子
区民(公募委員)	松本 光代
区民(公募委員)	大串 博康
子ども部長(※リモート出席)	小川 賢太郎
子ども総務課長	加藤 伸昭
子ども支援課長	大松 雄一郎
児童・家庭支援センター所長(※リモート出席)	宮原 智紀
保健サービス課長(※リモート出席)	千野 俊

事務局(1名)

子育て推進課長	山崎 崇
---------	------

欠席委員(3名)

東京商工会議所千代田支部情報産業分科会副分科会長	舟橋 千鶴子
保育園保護者	松井 正寛
指導課長	上原 史士

子育て推進課長

皆さま、時間となりましたので、ただ今より、令和7年度第1回千代田区子ども・子育て会議を開会いたします。

本日はご多忙の中ご出席いただき、誠に有り難うございます。

私は、この会議の事務局を務めます、子育て推進課長の山崎と申します。

よろしくお願いいたします。

事務局より連絡事項を申し上げます。

本会議は、有識者、事業主、労働者代表、子育て当事者、子ども・子育て支援事業に従事する方などが、子育て支援に関する政策、プロセスに参画・関与することができる仕組みとして設置をしている会議となります。

この会議は、千代田区子ども・子育て会議条例の規定に基づき、原則、公開となります。また、委員名と発言内容を記録した議事録を作成し、区のホームページに公開いたします。この議事録の作成に当たりましては、会議の内容を録音させていただきますので、ご了承いただければと思います。また、議事録の公開に当たり、委員の皆様には、事前に内容をご確認いただきます。

なお、個人情報に関わるご発言の部分については、公開原稿から削除させていただきますので、ご了承ください。

委員の皆様におかれましては、本会議を録音、録画、また、画面を撮影するなどして、それらをウェブ上で公開することは禁止とさせていただいております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の出席の委員の確認を行います。

本日は、舟橋委員、松井委員、指導課長の上原委員の3名が欠席というご連絡を頂いております。それ以外の方は、リモート、あとは対面での出席をいただいているというところでございます。

本日の会議は、委員の過半数の方にご出席いただいておりますので、条例第7条第2項に基づき、有効な開催であることを確認させていただきます。

次に、発言の方法でございますが、発言される方は挙手をしていただいて、事務局または会長から発言をお願いした後、発言をしていただければと思います。リモートで参加されている委員におかれましては、発言の際にはミュートを解除して発言をしてください。それ以外はミュートボタンをオンにしておいていただければと思います。

次に、会議の開催に当たりまして、大日向会長からご挨拶を頂ければと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

大日向会長

はい。皆様、こんばんは。今年もまた大変暑い夏になりそうで、お元気でいらっしゃいますか。大丈夫ですか。お忙しい中ご参加くださいますと、ありがとうございます。

令和7年度の第1回千代田区子ども・子育て会議になります。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て推進課長 はい。会長、ありがとうございます。  
会議の進行につきましては、大日向会長にお願いしたいと思います。

大日向会長 はい。  
それでは、議事に入ります前に、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

子育て推進課長 傍聴希望者はありません。

大日向会長 はい、分かりました。  
それでは、議事を進めてまいりたいと思いますが、本日は7時頃を一応めどに終了したいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

子育て推進課長 それでは、事務局から、最初に資料の確認をお願いいたします。

子育て推進課長 はい。資料の確認でございます。  
まず、次第でございます。  
そして、配付資料としましては、4点ございます。資料1から3にしましては、こども誰でも通園制度の関係でございます。資料4にしましては、令和6年度の第3回の子ども・子育て会議の議題の回答でございます。1枚程度でございます。  
資料に過不足ございませんでしょうか。大丈夫でしょうかね。  
資料のほうの確認は以上でございます。

大日向会長 はい。ありがとうございました。  
それでは、ここから次第に沿って会議を進めたいと思いますが、本日は報告事案が2つということでございます。  
最初の、1番目、千代田区こども誰でも通園制度の開始につきましてご報告がございます。事務局から最初にご説明いただきました後に、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 はい。それでは、資料につきまして、私のほうからご説明をさせていただきます。  
まず、A4の子育て会議資料1になります。本日もご意見を頂戴したいのは、2番の制度内容についてというところと、3番で区のほうで条例を制定する予定になっております。こちら、内閣府令の基準を参考につくっているものなのですが、一部、内閣府令の基準に上乘せして規定しているところがございますので、その辺りもご意見を頂戴できればと思っております。  
また、令和7年度、令和8年度の受入れ体制等についてもご説明させていただきますので、その辺りもご意見を頂戴できればと思っております。  
それでは、会議資料に沿ってご説明をさせていただきます。  
まず、資料1番の項番1、制度概要でございます。  
全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定

時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度となっております。令和8年度からの全国実施に先駆けて、区としては8年の1月からの開始を予定しております。

こちらの資料に記載はしていませんが、今、区のほうで、一時（いつとき）預かりという制度が現にもう既に動き出しているところでございます。すごく似ている制度にはなっているのですが、一時預かりが保護者の通院だとかリフレッシュだとか、保護者の立場からの必要性に対応するためのものになっておりますが、こちらの誰でも通園制度については、保護者のために預かるというものではなくて、遊びや学びを通して子どもの健全な成長を促すことというのが主な目的になっております。

続いて、項番2の制度内容についてというところをご確認ください。

まず、一番上の対象児童についてですが、0歳6か月から3歳未満で保育所等に通っていない児童を対象としております。

利用可能時間については、児童1人当たり10時間以内というところを掲げております。

実施場所については、区内の認可保育所や認定こども園といった様々な場所でできるように整備を進めていく予定でございます。

次に、実施方法についてですが、まず、①番の一般型については、在園児の定員とは別に定員枠を設けて受入れを行うというのが、1番の一般型。2番の余裕活用型というのが、保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行うような方法になります。

次に、その利用方法についてですが、こちらについては、国が総合支援システムというシステムを導入しております。ただ、①番のところの保護者が制度利用の申請をするところについては、国の総合支援システムがまだ対応していないところになりますので、そちらについては区のポータルサイトを使うというところを想定しております。

①番は、区のポータルサイトで保護者が制度利用の申請をしていただきましたら、②番で、区が利用認定した保護者に対して総合支援システムのアカウントを発行いたします。そのアカウントを使って、保護者がシステム上で事前面談の予約だったり、利用の予約だったりをして、利用を開始するという想定でございます。

次の利用料についてですが、令和7年9月より、都において第一子の保育料の無償化が開始されるのに伴いまして、当制度も利用料を無償化する予定になってございます。食事代、おやつ代等の実費相当額については、保護者同意の上、別途徴収するというようなところを想定しております。

続いて、項番3の施設及び運営に関する基準についてというところになります。お手元の資料2をご確認いただければと思います。

こちらが、内閣府令に基づいて、こちらで作成した条例の案になっております。児童福祉法において、当事業の設備及び運営については、条例で基準

を定めることとされました。令和7年1月14日に公布されました乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、いわゆる内閣府令でございますけれども、こちらに基づいて、本条例は制定するものでございます。本区におきましては、乳児室の面積基準について、内閣府令の基準に上乘せをして整備をする予定になっております。

まず、条例案の構成について説明をさせていただきます。

まず、第1章では、総則として、趣旨、定義、最低基準の目的、最低基準の向上等を定めています。また、第2章では、乳児等通園支援事業の区分や職員配置基準を定めています。第3章では、雑則として、電磁的記録、委任を定めております。

次に、条例の主な内容についてでございます。本日、全てご説明することができないので、主な項目について、ピックアップしてご説明をさせていただければと思います。

第13条、3ページをご確認いただければと思います。第13条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則について規定をしております。利用する乳幼児の国籍、信条、社会的身分等によって差別的な取扱いをすることを禁止しております。

次の第14条では、虐待等の防止について規定をしております。職員による利用乳幼児への虐待行為を禁止いたします。

続きまして、第23条、第26条をご確認いただければと思います。ページ数で言うと、7ページになります。

第23条と第26条では、乳児等通園支援事業に入ってくる従事者と従事者数を規定しております。23条は、新たに利用定員を設定して実施する一般型乳児等通園支援事業所になりますが、乳児おおむね3人に1人以上、満1歳以上満3歳未満の乳児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士を配置するとしています。

なお、利用児童数にかかわらず、原則として、常時、少なくとも2人以上の職員配置を必要としております。

次のページ、26条をご覧ください。26条については、利用定員の空き枠を活用して実施する余裕活用型乳児等通園支援事業所になりますが、こちらについては、各施設、事業所の職員配置基準と同等の人数配置を必要としております。

ページをお戻りいただきまして、22条をご覧ください。ページ数で言うと5ページになります。

こちらが、本区が国の基準から上乘せして規定する内容になっております。一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積について、内閣府令の基準で示されているのは1.65平方メートル以上というところで規定をされていますが、区としては3.3平方メートル以上というところで上乘せをして、規定をしております。現在の認可保育所、家庭的保育事業等の面積基準についても、一部、国の基準から引き上げて、3.3平方メートル以上としておりま

して、今回の乳児等通園事業につきましても、1人当たり3.3平米というところが必要だと判断いたしまして、国基準から上乘せして設定するものでございます。

そのほかの条文については、本日はご説明できませんが、国の基準を参照して作成しているものになりますので、時間のある際にご確認を頂ければと思っております。

では、すみません、資料1に戻っていただければと思います。資料1の2ページ目のほうの項番4をご確認いただければと思います。

こちらの事業の予算についてですが、国の補助金と都の補助金を使いまして実施するという想定でございます。

次に、5番の今後の方向性についてというところをご確認いただければと思います。

中段辺りの表をご覧いただきたいのですが、まず、①番の対象児童数のところになります。こちらの対象児童数につきましては、0歳6か月から2歳の児童について人口推計で児童数を算出いたしまして、そこから就園児を引いた数ということになります。全部の対象が、全体で408人いるという想定をしております。

次に、②番の利用希望児童についてですが、こちらについては、令和6年1月から2月にかけて実施しましたニーズ調査を基に算出しております。ニーズ調査では、保育所等の利用のない3歳未満児の保護者のうち、70.8%が当制度を利用したいと回答されております。まず①番の対象児童数の408人に70.8%を掛けた人数が、②番の289名という数字になっております。

その下の③番の量の見込みというところをご確認いただければと思います。こちらの算出の式が、この表の下の※印のところになっておりまして、こちらの算出の式は国が示している式になっております。若干分かりづらいところもあるかなと思うのですが、今、千代田区で言うと、利用希望児童が289名いるのに対しまして、289名が月に10時間使う想定をして、掛ける10時間をしております。割ることの8時間掛ける22日というのが、保育施設が1か月で対応できる時間ということになっています。1日8時間開所して、月当たり22日という国の想定では176で割ると、1日当たり16人という数字が出ます。こちらの数字につきましては、1日当たり16人の定員の枠というのを設ければ、1か月で②番の289名という人数の受入れが可能というふうに捉えていただければと思っております。

続いて、令和7年度、令和8年度の実施について、令和7年度については、②番の利用希望児童の大体3分の1程度、約100人程度の受入れ枠の確保を目指しているところでございます。最初になりますので、いろんな混乱があったりや大きな事故があってもいけないなというところで、まずはスモールスタートを始めようというところで、その人数を予定しております。令和8年度からについては、利用希望児童の、令和8年度で言うと293人ですね、こちらの児童全てを受け入れるような体制を取らせていただこうかな

と思っているところがございます。

次に行っていただきまして、(2)番のところの事業者の募集についてというところをご確認いただければと思います。

事業者の募集については、公募により実施園のほうを募集しようかなと考えているところです。令和7年度については、大体4園程度の実施を予定しております。令和8年度については、受入れの枠も増やす想定をしておりますので、実施の園を拡大しての実施を考えております。

また、6月の月上旬から中旬にかけて、各園向けに意向調査というものを実施いたしました。調査の結果は資料3のとおりなのですが、最後にご説明させていただこうかなと思っております。

続きまして、(3)番の認可手続きに係る意見聴取についてというところをご確認いただければと思います。

児童福祉法に基づいて、事業者を認可するときには、あらかじめ児童の保護者、その他児童福祉に係る当事者の意見を聞かなければならないとされております。令和7年度の実施向けの認可手続き時、大体7年の11月頃を想定しておりますが、また、8年度の実施向け認可手続き時、大体8年の2月頃を想定しています。この時期に当会議にてご意見を頂きたいなというふうに考えております。

ページをおめくりいただきまして、6番の実施のスケジュールでございます。

本日6月26日、子ども・子育て会議にてご意見を頂きまして、9月の第3回区議会定例会にて条例と補正予算を付議する予定になってございます。10月下旬から公募を開始しまして、事業者の決定、認可手続き、利用者の利用申請の受付を開始いたしまして、令和8年の1月から制度開始を予定しております。

令和7年度の制度開始と並行しまして、令和8年度の公募についても開始をいたしまして、同じように、事業者の決定、認可手続き、利用申請の受付を経て、令和8年の4月からは8年度の制度を開始する予定になっております。

資料3の意向調査の結果について、簡単にご説明させていただきます。

この調査は、令和7年6月5日から6月20日にかけて、区内の保育施設51か所を対象に実施し、37施設から有効回答を得ました。

まず、設問1と2をご覧ください。ここでは、制度の認知度を確認するための質問を行いました。設問1では、「よく知っている」、「概要は知っている」と答えた施設が全体の89%を占めており、一定程度の認知が進んでいることが分かります。

設問2の受け入れ意向に関する設問では、「積極的に受け入れたい」、「条件付きで受け入れたい」といった前向きな回答が35%となっている一方で、「興味があるので説明を聞きたい」が27%、「今のところ予定なし」が38%となっており、慎重な姿勢も見られます。「受け入れたくない」

い」という回答はありませんでした。

次に、設問3から6をご覧ください。制度の受入れに前向きな意向を示した施設に対しての設問となります。

設問3の実施形態についての設問では、保育所の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れを行う余裕活用型、保育所の定員と関わりなく受け入れを行う一般型がありますが、施設の運営形態に応じた多様な回答が得られました。

設問4の利用方法については、曜日、時間を固定せずに利用する柔軟利用が46%であり、曜日、時間を固定する定期利用よりやや高い傾向に見られました。

設問5の1日当たりの受け入れ可能定員数については、0歳から2歳児で各1から10名程度と、各施設によってばらつきが見られました。

設問6の受け入れ可能時期については、「定員範囲内であれば受け入れが可能」、「令和8年4月から」などの回答が得られました。

続きまして、設問7をご覧ください。設問2で「今のところ予定なし」または「受け入れたくない」と回答いただいた事業者に対して、受け入れが難しい理由を確認しましたが、保育士の人員不足、在園児との同時保育の難しさ、スペースの確保が難しいといったところが理由として多く挙げられました。

次に、設問8から13をご確認ください。

障害児や医療的ケア児の受け入れについては、対応可能とする施設は、それぞれ障害児が11%、医療的ケア児は5%と、ごく少数であり、保育士や看護師不足、設備不足、既に受け入れており、これ以上は困難などの理由で、難しいとする回答が多く寄せられました。

ページをおめくりいただきまして、設問14から16をご覧ください。

この事業の制度導入に必要な支援としては、「保育士の人員確保」、「運営費補助」がそれぞれ86%と最も多く、「必要なスペースの確保」、「認可提出書類の簡素化」についても必要とする回答が挙げられました。

設問15の制度導入に対する懸念点については、「保育士への負担増加」、「運営体制の煩雑化」、「財政的負担」、「在園児への影響」等、懸念点として挙げられました。

最後に、設問16の意見や要望では、「段階的な導入を希望したい」、「先行実施している他園の受け入れ方なども参考にしたい」、「補助金や申請方法が不明瞭であるため不安」、「制度設計には現場の声を丁寧に反映してほしい」といった前向きかつ現実的な意見が主に寄せられました。

簡単ではありますが、資料の説明は以上でございます。

大日向会長

はい。ありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたことにつきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。

なお、本日はハイブリッドでやっておりますので、ご発言の際は、お名前

をいただくと、どなたのご発言かがオンラインでのご出席の方にもお分かりになると思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、どうぞ、どなたからでも、ご意見、ご質問ありましたら、願いいいたします。

加藤委員 説明していたらちょっと申し訳ないのですが。子ども総務課長の加藤です。

すみません。先ほどの資料1の2ページ目の量の見込みのところの計算式のちょっと確認なのですが、もともと、この利用希望児童がこの②の人数で、掛ける10時間というのが1枚目の利用可能時間が10時間以内というところから、その10時間でいいのですよね。

事務局 はい。

加藤委員 その後、割る8時間掛ける22日というのは、8時間というのは、8時間までオーケーという意味でいいのですか。

事務局 そうですね。こちらは国が示している式になるのですが、1日当たり、大体、受入れ可能な時間が8時間程度として、月に22日間預かれますよという。

加藤委員 これは土日、日曜はないか。土曜日、月一土の中の22日間が平均だろうということでもいいのかな。

事務局 月一金。

加藤委員 あ、土曜日はない。

事務局 22日なので。

加藤委員 そういう計算式の下に成り立っている量の見込み数ということでもいいのですよね。

事務局 おっしゃるとおりです。

加藤委員 それと、あと、もう1つですけど、基準を国基準より上げているのは、1.65平方メートルが国の内閣府である。これは資料1の一番下かな。それ、基本的には、このみ国基準より上げているということでもいいのですか。

事務局 はい。おっしゃるとおりです。ここ以外は、内閣府令の基準に沿って適用しておりますが、これについては、安全面等も配慮いたしまして、少し引き上げて基準に上乗せして規定をしております。

加藤委員 分かりました。

それと、あと、ごめんなさい、利用料のところ。その画面の上のところ。保育料の無償化と、あと、給食費も無償化していると思うのだけど、ここに、利用料として食事代と書いてあるのだけど、この食事代は、おやつ代は別途取るというのは今もやっていると思うのですが、食事代も別途。

事務局 食事代も別途取る想定ではおります。

加藤委員 これは何で取るの。今、認可の保育所は取っていないと思うのだけど、それを取るの。

事務局 ちょっと今後の検討課題になるかなとは思いますが、23区の自

自治体の動向等も見まして、もちろんまだ無償化をしているというところはないですけども、こちらは保育料については無償化するという自治体が比較的多くて、食事代だったり、おやつ代だったりについては、ちょっと検討中という自治体が今のところ多いなというふうに感覚としては持っているところでもありますので、今後の検討にはなるかなと思っています。

加藤委員 取りあえず、ほかの、認可の保育所、認証はどうだかちょっと忘れちゃったんですけど、認可の保育所は昼食費を取っていないはず。だとするのであれば、何か取るのはちょっと、うん、ちょっと首をひねるなというところなので。

すみません。私からは以上です。

大日向会長 はい。ありがとうございました。

子育て推進課長 すみません。今のご質問で……

大日向会長 はい。山崎課長、どうぞ。

子育て推進課長 山崎でございます。

恐らく保育園のほうですと、昼食費用も含め、無償化のほうに含まれると思うのですが、「誰通」は、国や、東京都の補助というところでいうと、まだ食事代とかが含まれていないというところなんです。例えば1,300円が補助で、300円分が実費負担ですよとしていたところが、実費負担分を東京都のほうで補助を出しますよということで無償化となるのですが、食事代はそれに入るかどうかというのはまだこれから。今のところ入るという話が出ていない。ただ、今後、もしかしたら変わるか可能性があるんで、状況を確認いたします。

大日向会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

岩本委員、お願いいたします。

岩本委員 おむつも、今、園では千代田区ですとかの認可保育所では支給されていますけれども、「誰通」のほうでも、おむつの取扱いは0～2歳の子は園でおむつを利用されるとかって、あるのでしょうか。

事務局 今のところは、まだそこまでの検討は進んでいないところではあるのですが、もちろんそのような状況も私の方でも認識しておりますので、貴重なご意見として受け止めさせていただきまして、今後の検討材料にさせていただければと思います。現段階では、そこまでは想定していなかったというところなんです。

大日向会長 ほかにいかがでしょう。

松本委員。

松本委員 制度についての質問なのですが、この通園するに当たっての送迎で、お住まいの地域にもよるかと思うのですが、時間を確保して預かってくださる施設まで連れていく、現実的な保障というのは何か考えられているのでしょうか。

送迎ですね。高齢者施設で言うと、高齢者ですと、高齢者送迎車という

のがあって、バスで施設まで。だから、幼稚園のバスというのですか、ああいう制度があると思うのですけども、このこども誰でも通園制度についてはどうなっているのでしょうか。

事務局 こども誰でも通園制度については、基本的に、保護者の方が実施の園にお送りいただくというのを想定しております。

松本委員 私、あい・ぼーとさんのお隣に住んでいてちょっと見ていて思うのですけれども、子どものね、駅からその施設までの移動に関して、なんかその日のお天気であったり、坂道が多かったりですとか、そういったことについてのサポートについても少し考えないといけない。それがかなりのハードルになって、1時間、2時間であれば、もともと予約して、例えば、なんて言うのでしょうか、お天気によって、かなり、じゃあ、やっぱりそれを取り消すみたいなの、それはどんなふう考えられているのでしょうか。

大日向会長 はい。ただいまのご質問に対して、いかがでしょうか。

事務局 はい。ご意見いただきまして、誠にありがとうございます。

基本的には、先ほど申し上げましたとおり、保護者の方がお子様を連れての登園というのを考えております。また、先ほども申し上げましたとおり、7年度については実施が大体4園程度の見込みになっているので、利用者によっては遠くから通われるというところも想定はしているところなのですが、現段階では、保護者と一緒に来ていただいて、在園児の方と一緒に過ごしていただく、そういう制度づくりをということなので、現段階としては、そういった送迎について、検討していなかったところなのですが、貴重なご意見として承ります。

大日向会長 はい。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

大串委員、どうぞ。

大串委員 公募区民の大串と申します。

そもそもの質問になるのですけれども、対象の6か月から3歳未満って、保育所に預けると、何というか、就園していない子どもが対象ということなのですが、これは、何ですか、本来ならば、保育園に預けたかったけど預けられなかったのか、それとも何か理由があって預けていないのか。そういう人たちに対して、そういう子どもたちに対して、誰でも通園制度を今度始めるよというのだけでも、どういう希望というかな、そういう人たちから希望があってこの制度を始めようとするのか、そもそものところなのだけど、その辺、説明していただけますか。

事務局 対象者にはいろんな方がいらっしゃるかなと思います。多くいらっしゃると思うのは、育休中とかでお休み中なので、保育園に預けていないとか、そういった方が多いのかなというのは想定をしているところです。様々なお子さんがいらっしゃるかなと思いますけれども、そういった方を対象にしまして、こちらの制度は、先ほど趣旨は簡単にご説明させていただきましたけれども、家庭でずっとお子さんを見ていますと、ネグレクトにつながっ

たりとか、いろんな問題が起きたりというところもありますので、そういったところの観点も含めての制度になっていますので、こちらとしてもいろんな方が対象としているなど思っておりますけれども、このような形で制度を設計させていただいています。

子育て推進課長

すみません。補足でございます。

基本的に、園に入るには、就労しているとか、そういった条件がございます。そういう方は、保育園などに入ることができる。ただ、今回、そういう働いていない方、そういう就労条件を満たしていない方でも、誰でも、園に通えるような制度ということで、国のほうが今回始めると。モデル事業とかでも、令和5年から始めてはいるのですけれども、これから、生後半年から3歳未満のこどもに対し、他者とのつながり、関わりを経験させてあげようというところで始めるものです。

大 串 委 員

ありがとうございます。

千代田区は、そういう就労とか、そういうのにかかわらず保育を必要とする子どもを預かろうということでこども園をスタートしたということがあって、そこでは0歳からそういう3歳までの子どもを預かっていると思うのだけれども、それでも、そこが入り切れない方が約280名ぐらいいるということなのか。それはどうなのですか。

大 松 委 員

はい。大松子ども支援課長でございます。

こども園のほうも、就労が必要という条件がございますので、この誰でも通園制度により、就労の条件が要らない、必要でないというものは、ちょっと別でございます。

大 串 委 員

そう。何か随分勘違いしていた。

加 藤 委 員

ちょっと、すみません。子ども総務課長の加藤です。

保育を要するという、保護者の方が保育を必要だという方については当然預かるのですけども、そこに状況としては、就労や、また養育が困難な家庭の方についてお預かりするという形に、こども園、保育園はそういう形になっています。法律が平成28年度にそういう形で新たに児童福祉法の改正がありまして、そういう形にはなっています。ただ、どうしても、やっぱり就労といったところが非常に大きい要素としてあるというところにはなりません。

大 串 委 員

だから、保育に欠けるという……

加 藤 委 員

ええ、そうです。それが平成27年度までで、28年度で法改正がありまして、保育を要するお子さんを預かるという形になります。あ、27からですね。26年度までが欠けるだったのですが、27年度から。

大 串 委 員

じゃあ、就労していないと預かりませんよというのは、今まで保育に欠けるという条件でそういう基準が設けられていたけれども、そうではなくて、「要する」という、言葉は変わったけれども、内容は就労していないと預からないのだと。これは、全く、だから、表現が変わっても、制度はそのまま残ったと。

加藤委員 はい。ただし、就労だけじゃなくて、先ほど言った養育が困難なお子さんもお預かりする、そういう形に制度が変わった。

大串委員 はい、分からない。難しい。

加藤委員 はい。

大日向会長 大串委員、今のご説明でよろしいですか。「保育に欠ける」というのは、非常に狭く今まで設定されてきました。平成 27 年度の改定から、「保育を必要とする」になりました。「必要とする」という中には、就労だけではなくて、ご家庭の事情によっては、たとえば家庭内だけでは養育が困難だということもあり、それも含めて広く受け入れようということで、受け入れているということですね。

加藤委員 そのとおりでございます。

大日向会長 この「誰通」のほうは、内閣府、特にこども家庭庁が全ての子どもに良質な環境をと、その呼びかけで始まったことで、ここに書いてあるように、保護者の働き方、ライフスタイルの違いにかかわらず、子どもの成長発達保障第一に預かろうということです。3歳まではおうちで見たいというご家庭であっても、月 10 時間程度は集団の場で、親、家庭以外の人と触れ合う機会を提供する。そういうことも子どもの発達に必要ですねということのでつくられたので、根本の理念が従来の「保育に欠ける」というもの、さらには子育て中の親のリフレッシュやさまざまな事情に応えての親支援としての「一時保育」とも少し違うということなのです。子どもの発達保障ということなのです。ということで、よろしいですね。

大串委員 会長の説明で、よく分かりました。

大日向会長 今お二人のご説明に少しだけ補足をさせていただいたのですが、利用の仕方について、今後のために要望をお伝えしておきたいことがございます。この制度は、子どもの養育、良質な成育環境を施設とか集団の場で経験させるということで、1 か月 10 時間ぐらいということだけしか今決まっていない。いつ預けるかということはほとんど決まっていないようですね。そうすると、先ほど申しました「理由を問わない一時保育」との違いが不明確になってしまいかねません。施設によっては、集団保育の場として、このプログラムは「誰通」でお預かりした子どもにもぜひ経験させたいとか、そういう計画があると思うのです。その辺り、デイリープログラムとかウィークリープランとか、そういうものと密に調整しながら計画を立てていただくと、手を挙げる施設も増えてくると思うのです。今の漠然とした規定ですと、いつ預かるかも分からず、保育の流れが見えにくいというようなこともあるかと思っております。ただ、現段階ではこども家庭庁もそこまでは決めていなくて、とにかく月 10 時間という枠だけのようですので、今後の課題かなというふうに考えてよろしいと思っておりますので、千代田区のほうで少し先行して、よいモデルというのを探していただけたらありがたいと思います。

私から少し出過ぎたことを申しましたが、以上でございます。

子育て推進課長 会長、ありがとうございます。山崎でございます。

確かに、今、国のほうが、先ほどの制度の説明の中でも、定期利用でもいいですよ、柔軟でもいいですよ、いろいろあります。で、それは、国のほうとしては、なるべく広く様々な施設に参加していただいて、施設によってできる範囲でやってもらいたいというところからなのかなと。会長おっしゃるとおり、理想とする誰でも通園制度、本当に一時預かりと区別した形というのは、我々もやっぱりそこが課題かなと考えています。

なので、今のご意見、非常にありがたく頂きまして、今後やっていただける施設があるかどうかというところもあるのですが、公募を行った際に、選定条件などで反映できればというふうに考えております。

施設にとっても、これをきっかけに後々うちの園に通っていただければと言った理由で手を挙げるところもあると思います。幼稚園だとか、こども園もそうですけど、自分たちの良さみたいなのもアピールできるきっかけになるかなと思っております。大変参考になりました。ありがとうございます。

大日向会長

ありがとうございました。

事務局

本件は以上でよろしゅうございますか。

大日向会長

あと、長岡委員が。

長岡委員

長岡委員、お願いいたします。

すみません。リモートで参加しております、飯田橋こども園の長岡です。ありがとうございます。

誰でも通園制度の、先ほどのお話、僕も「保育に欠ける」というところから「保育を必要とする」というのに変わってきた世の中と、子どもの発達のために必要な制度であったり、育児で孤立を感じてノイローゼになっていらっしゃる方のこととか育児の不安や負担を軽減するためにも、誰でも通園できる制度があるというのは、基本的には、僕は前向きに捉えているんですね。

ただ、これを始めるに当たって僕がちょっと気になっているところが、0歳から2歳までのお子さんを預かるわけなのですが、どんなお子さんも預かるといっても、発達の偏りで発達障害をお持ちだとか、医療的ケアが必要なお子さんとか、様々いらっしゃると思うのですね。そのときに、もちろん、保護者の方はポータルサイトか何かを通して予約をされるのだとは思いますが、その後に面談とかを実際に進めていくとは思いますが、そのときに、園として面談した感じで、お預かり、今の園の設備とか、園の保育士の体制ではお預かりすることで、かえってお子さんにとっていい環境が用意できないといったときには、何というのですかね、お断りというか、うちはこういう理由だから、申し訳ないけど、ちょっとお預かりができないみたいなことの判断が園でできるものなのでしょうか。そこが聞きたいところです。

大日向会長

はい。長岡委員、ありがとうございます。

事務局

今の件につきまして、お答えは頂けますか、事務局から。

はい。基本的に、利用の申請のときに、医療的ケア児だったりとか障害児

だったりとかは、保護者さんが申請の段階で、そこは記入の上、申請を頂くことになるのかなというふうに思います。ただ、障害の認定が出ていなくて、いわゆるグレーなゾーンのお子さんというところが一定数いると思いますので、そこについては、園との面談の上で決めていただきたいなというところがあるかなと思います。

その辺りも含めて、ちょっと今後の検討にはなってくるかなとは思いますが、すけれども、10月の公募の時点までには、その辺を詰めながら、検討させていただきたいなと思っているところです。

子育て推進課長

すみません。山崎です。補足させていただければと思います。

やはり認定の段階で、我々のほうも把握できる範囲では情報を把握するのですが、登録するときには、それこそアレルギーをお持ちかどうかとか、そういうお子さんの特徴等は園のほうと打合せなりなんなり事前にしてから登録という形になるかと思います。

もっと言えば、そういうふうなそれぞれのお子さんの事情ではなく、園の事情で、最初に余裕型という話がありました。定員に達していない分を受け入れますよというところで、途中で在園者が転園で入ってきて、定員の空きがなくなってしまうということも当然考えられると思うのですが、そういった場合も、事前に、その場合は、定員がいっぱいになってしまった場合には、お断りする場合がありますとか、そういうふうな条件もつけることができるかなと。実際に、今、ほかの区でも、そのようにやっているところもあるというところでございます。

大日向会長

はい。お答えをありがとうございます。

長岡委員、いかがでしょうか。

長岡委員

はい。ありがとうございます。

まだ、これは始めてみないというところもあるとは思いますが、誰でも通園ということで、安易に、誰でも本当にどうぞ、どうぞと、ただただ入れる、入れる、入れるだけだと、多分困ってしまうお子さんも多く生まれてしまいますし、預けた保護者の方も逆に不信を持ってしまうこともあると思うのですよね。なので、そこら辺を丁寧にヒアリングしながら、一緒にできたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

大日向会長

はい。ありがとうございます。

大切な点だと思いますが、この事前意向調査ですか、この中に、障害のあるおさんは受入れ可能ですかとか医療的ケアが必要なおさんの受入れは可能ですかと聞いていらっしゃいますので、この辺りは、区としてきちんと配慮するというお考えはおありだというふうに考えてよろしゅうございますね。

子育て推進課長

はい。

大日向会長

はい。ありがとうございます。

それでは、本件は以上でよろしいでしょうか。

(了 承)

大日向会長 はい。ありがとうございます。

子育て推進課長 それでは、次の議事、2番目、令和6年度第3回千代田区子ども・子育て会議の議題の回答について、まず事務局からご説明をお願いいたします。

子育て推進課長 はい。事務局の山崎です。令和6年度の第3回のときに、宿題といいますか幾つか質問いただいて、それに対しての答えでございます。資料4のほうをご覧ください。

大きく分けて、2つあったかと思います。1つ目は、子ども・子育て支援事業計画、こちらについてでございます。項目のところにも書いてありますけど、目的のところ、「質の向上を含めた」というような8文字を入れることはできないかというところで、その際には、もう進んでいるのでちょっと難しいですみたいなことを答えていたかと思うのですが、実際の印刷物のほうの中には、この対応というところを見ていただければと思います。鍵括弧で、「本計画では質の向上を含めた区の重点課題を明らかにし、解決の方向性を示します」という形で、この8文字の「質の向上を含めた」というのを入れさせていただいております。

次に、2つ目、就学前プログラム、こちらに関してなんですけど、保護者版の就学前プログラムを作成して、保護者の方とか子どもに関わる方々に把握できるようにしたらいいのではないかと。また、子ども発達センターでも配布してもらえたらありがたいというお話がありました。これについては、このような概要版を作成しております。希望者には、保育所等で配布をしています。また、子ども発達センターでも希望者に配布をいたしますというところがございます。

大日向会長 簡単ですが、説明は以上です。

大日向会長 はい。ありがとうございました。

事務局 ただいまのご報告について、委員の皆様からご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

大日向会長 1番については、前回の会議では無理だということでしたが、入れていただけたんですね。ありがとうございました。

事務局 山崎委員がお手を挙げていらっしゃいます。

大日向会長 山崎委員、ごめんなさい、お願いいたします。

山崎委員 はい。子ども発達センターの山崎です。

事務局 先日、年度の終わりに就学前プログラムについてお願いをして、冊子のほうを頂戴いたしました。ついこの間、概要版、改訂版の概要版もお送りいただきました。ありがとうございます。

大日向会長 また、保護者や職員と共有をして、大変参考にさせていただける、勉強になるというふうに思っていますので、利用される保護者の方たちにも、千代田区のこの就学前のプログラム、たくさん見ていただけるといいなというふうに思いました。ありがとうございました。

大日向会長 はい。ありがとうございます。

事務局 ほかにかがですか。

大串委員 じゃあ、ちょっといいですか。

大日向会長 はい。お願いいたします。大串委員ですね。

大串委員 大串です。1番も、ありがとうございました。

それから、2番のほう、今、山崎委員からもありましたけれども、概要版、私も、はい、ありがとうございます、送っていただいて。

もう少し言わせてもらおうと、この概要版の、何というのですかね、ちょっと目次というか、本体のほうの、理論編と実践編とあるのですけれども、そのどこに載っていますよというのをページで教えてくれたらいいのですけれども。ですから、この概要版だけでは完結しないなと思います。ですから、お母さんとか、保護者とか、それから子どもと関わる人がこの概要版なりこういう冊子をもって、あ、この年代、例えば半年だったら半年の子どもとはこういうふうに関わるのが大切なのだなど。大切なポイントとして、全部、本編では書かれているので、それを、何というのですかね、このぐらいのサイズで、お母さんがハンドバッグに入れられるようなサイズで、ぜひ、そういう保護者版というのかな、作ってくれと、見てくれと、いいなと思います。

もちろん、就学前プログラムの本来の趣旨は、区立であろうと私立であろうと、それからこども園であろうと幼稚園であろうと、全ての子どもが同じく、何ですか、同じプログラム、内容、保育、教育を受けるためにつくったので、保育士の方と幼稚園の先生が知っていればいいのだということで作ったのかもしれないけど、私は、長岡先生も言っていましたけれども、保護者の方にも、どう子どもと関わったらいいのかということを知ってもらいたいのだということでは、もう少し一歩進めて保護者版を作っていただきたらと。

世田谷区では早くこれを作っておりまして、電話したところ、今、こども庁ができたということもあるので、また改めて改訂版を、今、作業中だということを書いていました。ですので、千代田区も、ぜひ検討していただければというふうに思います。

大日向会長 というご意見ですが、いかがでしょうか。

大松委員 子ども支援課長、大松でございます。

大日向会長 お願いいたします。

大松委員 はい。ご意見ありがとうございます。

今のご意見、また、ただいまは概要版のお話をさせていただきましたけど、また今度、改訂する際とかとそういったときにまたご意見として承って、ご検討の材料にさせていただきます。

大串委員 それは、次の改訂時に行うって事かな。

大松委員 ちょっと、そこも含めまして……

大日向会長 どうぞ、大串委員、この点について、前回もご発言がおありでしたので、思いの丈をおっしゃってください。

大串委員 ありがとうございます。

改訂時に考えましょうという答弁なのですけれども、次の改訂まで作らな

いということを言われているように私は取っちゃうので、あれなのですけども、できるだけ早く、今の、せっかくできたばかりですから、今のプログラムを基にした保護者版をぜひ検討してみてもらいたいなと思います。

大松委員 改めまして検討させていただきたいと思います。

大日向会長 ということのようですが、大串委員がおっしゃるのは、具体的なのもっと欲しいということですよ。

大串委員 はい。

大日向会長 そうすると、実践編、何ページというところをQRコードで読めるようにするみたいな。それじゃ駄目なのですか。

大串委員 いいですよ。それは、QRコードをつけて、今、会長のほうからQRコードをつけたら、すぐ完成できるのではないかということですけども、それだったら大いに結構だと思います。その場合に、ちょっと全体のつくりをもうちょっと、これはあくまでも計画をつくりましたよということをお知らせするために作ったものですので、そうではなくて、子どもともどう関わるのか、そういう視点から作っていただいて、この実践編を中心にして作っていただいて、QRコードをつけていただいたら、もう、その場で、スマホですぐ閲覧できるということですから、いいと思います。

実践編のほうは写真もつけて、非常に分かりやすくなっていますので、ぜひご覧いただければと。

大松委員 本編のお話…

大串委員 そうではなく。本編は別々だからね。

大松委員 今、本編のお話を頂きましたけど、あんまり情報をこうしていきますと、また概要版を作った意味がなくなってしまう。

大日向会長 そうですね。

大松委員 そういう苦しいところもございまして、ちょっと分かりやすさと、あと、保護者への周知等、兼ね合ったところも、まさしく落としどころをちょっと探っていきたいと思います。

大日向会長 山崎委員は、先ほど、とてもこれは参考になるというご意見をおっしゃってくださったのですが、山崎委員、聞いていらして下さっていますか。

山崎委員 はい。

大日向会長 今の大串委員の意見はどうお考えになられますか。

山崎委員 はい。大串委員がおっしゃるように、お子さんを持つ保護者の方たちがどんなふうに関わったらいいかという、そういうものが手元にあったりすると、困ったなというときの参考にできたりとかというのはあるのかなと思いました。

今回、実践編、理論編をまとめていただいた冊子を読ませていただいて、私自身が実際にお子さんに関わっているという立場なので、やはり実践編とか理論編って、お子さんの発達について、とてもまとめられていて、年齢ごととか、そういうところで参考になるので、親御さんがそういうものに触れられる機会というところで、もともとの実践編、理論編のところに、さっ

きQRコードとかで見られるようにとかというふうになると、千代田区が、幼稚園も保育園もみんな同じようにお子さんを育てる立場の人たちがこういう思いでやっているというのを保護者の方たちも見て、先生たちがこんなふうに頑張ってくれているということを理解できたり、それを親御さんも、お子さんの発達を見ていくときの参考にできたりというので、皆さんで共有できるようなものになるとすばらしいかなというふうに思います。

大日向会長

ありがとうございます。

次の改訂って、まだまだ先なのですよね。

大松委員

そうです。

大日向会長

そうですよね。当然ですよ。これ、いつ、つくったのでしたっけ。

大松委員

令和6年につくったばかり。

大日向会長

令和6年につくられて、次の改訂まではまだ時間があるのは当然ですね、大串委員。保護者版を作るというのはとても大変なことだと思いますので、計画に入れていただければと思いますが、次のときに。でも、大串委員がおっしゃるのは、今すぐでも、親がこれを手にしたときに、もう少し具体が見えたほうが良いというご意見という理解でいいですか。

大串委員

はい。

大日向会長

もし、そうだとしたら、先ほど申しましたが、QRコードを追加していただくのはいかがでしょうか。今の子育て世代の方々にはQRコードはよくお使いになられますので、それで、理論編で言っていることはこういうことなのか、熱心な親御さんはちゃんとお読みになるかと思いますが。

大串委員

このページのところにQRコードをつけていただく。

大日向会長

それは大変なことですか、QRコードをつけるというのは。

大松委員

コード欄も、担当者がちょっとどのくらいの負担があるか未知数です。この点はちょっと、ご意見いただいた上で検討させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

大日向会長

いかがですか。

大串委員

はい。よろしくお願ひします。

大日向会長

段階を踏んで、よいものを目指していきましょうね。

大串委員

はい。

大日向会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。本件、よろしいですか。

(なし)

大日向会長

はい。それでは、おかげさまで、本日本日予定しておりました議事2件、終了することができました。委員の皆様から様々な貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございます。事務局におかれましては、ご参考にしていただければありがたいと思います。

それでは、最後に、事務局にマイクをお返しいたしますので、事務連絡がありましたら、お願いいたします。

子育て推進課長

はい。会長、ありがとうございます。

事務局から1点ございます。

本日の議事録についてですが、ホームページの公開に当たりまして、先ほど申し上げましたが、発言内容を皆様に確認していただきたいと思いますので、後日、メールを送らせていただきます。お手数ですが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回子ども・子育て会議を終了いたしたいと思います。

皆様、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。